

宗像市コミュニティ施策検証審議会での審議事項（案）

	審議事項候補	関連施策
1	<p>人材育成、人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ活動に参加しない人→無関心 ・ コミュニティ活動に参加してくれる人 ・ 役員になってくれる人（任期は1年）→仕方なく→役員選考過程の可視化 ・ 自治会長など充職で協議会活動に参加してくれた人で引き続き参加してくれる人→やる気のある人→人材バンク ・ 自治会加入率の向上も・・・ 	<p>Ⅱ－1</p> <p>Ⅱ－2</p>
2	<p>地域間格差</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活発に活動している地区としていない地区→発足時は構成団体をまとめて組織化したので、やむを得ない ・ 活発な地区はさらに活発に、そうではない地区はそのまま→ますます差は開くばかり（課題解決型活動、団体との連携など） 	<p>Ⅱ－1</p> <p>Ⅱ－3</p> <p>Ⅱ－4</p>
3	<p>まちづくり計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ活動の基本的ルール→役員が変わっても方針が変わらないように定めたルール ・ まちづくり計画の内容に沿った事業計画化、予算化ができる地区とできない地区→組織、役員、人の問題→人材不足 ・ まちづくり計画の内容に沿った事業ができているのかを評価する組織 	<p>Ⅲ－1</p>
4	<p>まちづくり交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充実させる？→増額？→困難？（スクラップ・・・） ・ 新規事業への対応困難（自由ヶ丘の資源ごみ回収サポート、買い物配送）→他の事業費減 ・ 総額がかわらないのであれば→事業割の導入→地域間格差がますます広がる ・ 評価制度の採用→条例でのルール、説明責任 	<p>Ⅳ－1</p>
5	<p>コミュニティビジネス（協働委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の業務を受託（証明書発行、有料公園管理、図書返却貸し出し）市民サービス協働化提案制度（赤間コミュニティふれあい公園草刈） ・ 地域での課題を解決するもの（自由ヶ丘地区の資源ごみ回収サポート、買い物配送） 	<p>Ⅳ－2</p>

	<p>→市からの受託業務は、もともと赤字であっても市が実施しなければならないもの（ペイしなくても可）</p> <p>→地域での課題を解決するものは、対象が区内と狭い範囲のため（＝対象者が少ない）、ビジネスとしてそもそも成立しない</p> <p>→コミュニティビジネスとしては、コストを意識しなくてもいい市からの受託業務しか成立しない。</p> <p>→市からの委託料が廃止される（3年間限りで廃止）：自由ヶ丘地区の資源ごみ回収サポート</p> <p>→新たに費用が必要なもの：吉武地区及び南郷地区のコミュニティバスの試験運行（市は、車両と保険料と燃料費を支給。協議会は、運転手を提供（費用弁償が発生。協議会が独自に負担）</p>	
6	<p>市職員の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働、コミュニティ→市の重点施策 ・ 位置づけを認識できていない？ ・ 理解しようとししない職員 ・ 市とコミュニティは対等な立場でまちづくりを行うものはず <p>→現状は、市のみで考えたことをコミュニティに押し付けている</p> <p>→対等ではない</p> <p>→コミュニティ（市民）からの反発</p>	II - 3
7	<p>コミュニティ・センターの整備、管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・センターの整備→市の責務→活動拠点（平成24年度までに全地区に整備予定） ・ 指定管理者として各地区コミュニティ運営協議会 ・ 市は、指定管理者委託料として1館当たり約1,000万円の支出（光熱水費は電気基本料金のみ。不足する光熱水費は利用者からの利用料金収入でまかなう。） ・ 平成22年5月大島地区、平成23年4月池野地区及び岬地区など旧玄海町、旧大島村区域のセンター整備→利用料金収入が少ない→コミュニティ・センターの管理費が不足する。 ・ 会長→指定管理者の代表者として責任大→コミュニティ・センター内で、市又は運営協議会の過失による事故が発生した場合、損害賠償責任が生じる。→現在の役員報酬額は適正か？ 	V - 1 V - 2
8	以下、余白	

9		
10		